

# 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 24 年 11 月 16 日

支出負担行為担当官  
中部地方整備局長 梅山 和成

## 1 工事概要

- (1) 工事名 平成 24 年度 紀勢線馬瀬舗装工事（電子入札対象案件）  
(2) 工事場所 三重県尾鷲市南浦～北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島  
(3) 工事内容 工事延長 L=21.2km  
　　舗装 1式 (2.2km)、道路維持 1式 (21.2km)  
(4) 工期 契約締結日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日まで  
　　ただし、追加特記仕様書 1-1-14 指定部分については、平成 25 年 8 月 30 日一部完成とする。  
(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。  
(6) 本工事は、異工種建設工事共同企業体の資格の認定を受けている者（異工種 JV）と、一般競争参加資格の認定を受けている者（単体企業）が競争参加することができる、いわゆる「混合入札」の方法によるものである。  
(7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型 II型）の試行工事である。  
(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の対象工事である。  
(9) 本工事は、舗装の供用後の路面性状について長期間保証する試行工事である。  
(10) 本工事は、新設排水性舗装の施工後、施工箇所の排水性能を管理する性能管理型の試行工事である。  
(11) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。  
(12) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsujutsu/soukakeiyaku/index.htm> 参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

## 2 競争参加資格

単体有資格業者にあっては、次の(1)から(12)に掲げる条件を満足する者で又は、次の(1)から(12)に掲げる条件を満足する者により構成される異工種建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 24 年 11 月 16 日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成 24 年度紀勢線馬瀬舗装工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）認定を受けている者であること。なお、異工種建設工事共同企業体の構成については、1 工種 1 者の最大 2 者で構成するものとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。  
(2) 次の①及び②に掲げる条件を満たす者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- ① 単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体のアスファルト舗装工事を担当する構成員にあっては、中部地方整備局におけるアスファルト舗装工事に係る A 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。  
② 単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の維持修繕工事を担当する構成員にあっては、中

- 部地方整備局における維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の構成員が、平成9年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- 経常建設共同企業体が、単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の構成員である場合にあっては、いずれかの構成員が、平成9年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
- 同種工事：次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たす工事を施工した実績を有すること。なお、（ア）及び（イ）は同一工事でなくてよい。
- （ア）単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体のアスファルト舗装工事を担当する構成員にあっては、舗装面積が10,000m<sup>2</sup>以上の排水性アスファルト舗装工事。
- （イ）単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の維持修繕工事を担当する構成員にあっては、交通規制を伴う道路維持修繕工事（舗装修繕含む。）又は道路維持作業（除草、路面清掃等）。
- (5) 次の①及び②に掲げる条件を満たす者であること。
- ① 下記3(2)①(イ)(i)に示す評価項目に対し提出された技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
- ② 技術提案（簡易な施工計画）に関する提案（以下「簡易な施工計画」という。）が発注者の設定している標準案を満足することとし、標準案を満足しない場合は競争参加資格を認めない。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という）を当該工事に専任で配置できること。また、異工種建設工事共同企業体にあっては、技術者を各工種毎（アスファルト舗装工、維持修繕工）に専任で配置できること。ただし、専任期間は、それぞれの技術者が担当するアスファルト舗装と維持修繕工事の施工期間とする。
- なお、舗装工事の完済検査が終了し、主たる工種が維持修繕工事へ移行する際は、発注者との協議により、技術者を変更することができる。詳細は入札説明書による。
- ① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
- ・「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）
- ② 上記（4）に掲げる工事の経験を有する者であること。また、異工種建設工事共同企業体にあっては、各構成員の技術者が、担当する工事で上記（4）の工事経験を有していること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。
- (9) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (11) 次の①及び②に掲げる条件を満たす者であること。
- ① 単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体のアスファルト舗装工事の施工を担当する構成員にあっては、建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、5(19)①に示す区域内に所在し、異工種建設工事共同企業体の維持修繕工事の施工を担当する構成員にあっては、建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、5(19)②に示す区域内に所在すること。

- また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、5(19)①に示す区域内であること。
- ② 単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体の維持修繕工事の施工を担当する構成員にあっては、作業基地（基地として使用できる本社、支店または営業所及び新設する作業基地を含む。）を当該工事の作業場所（尾鷲市南浦～北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島）である直轄国道に道路延長で10 km以内に有すること。
- なお、作業基地とは、作業車5台以上保管でき、作業員7人以上が詰められる施設を有した詰所、資材置場、駐車場等を確保している拠点をいい、契約後1週間以内には確保されていること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
- 本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- ② 下記②①(イ)の技術提案と資料で示された実績等により最大65点の加算点を与える。
- ③ 下記②の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
- その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。
- (2) 施工体制評価点及び加算点評価項目
- ① 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
- (ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）
- (イ) 技術提案の評価に関する事項
- (イ) 工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項  
・「排水性舗装における品質向上対策」について
- (ii) 技術提案（簡易な施工計画）に関する事項  
・「維持作業における緊急時の対応に対する配慮事項（簡易な施工計画）」について
- (ウ) 施工能力に関する事項
- (エ) 技術者の能力に関する事項
- (オ) 企業の能力に関する事項
- (カ) 地域に関する事項
- (キ) 事故等による指名停止等に関する事項
- ※(ア)の項目で最大30点、(イ)の項目で最大35点、(ウ)以降の項目で最大30点の加算点とする。
- (3) 落札者の決定
- 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値= {（標準点+施工体制評価点+加算点）／（入札価格）} ）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ② 技術提案書が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。
- ③ 簡易な施工計画が発注者の設定している標準案を満足すること。
- ④ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

### 4 入札手続等

- (1) 担当部局
- 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館  
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
電話 052-953-8138（直通）
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
- 入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。  
HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>



- 落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、資料の差し替えは認められない。
- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 技術提案等の内容のヒアリング  
技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (13) 施工体制確認のヒアリング  
入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。  
なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- (14) 技術提案書等に対する留意事項  
競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (15) 技術提案に基づく技術提案書の採否  
技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
- (16) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (17) 支店又は営業所の確認  
競争参加資格において、5(19)に示す区域内に支店又は営業所が所在する（本店の場合を含まない）ことにより競争参加資格を有した上で落札者となった者は、5(19)に示す区域内の建設業法に基づく支店又は営業所のうち、いずれかの支店又は営業所に関する資料を契約締結までに提出すること。契約締結までに資料提出ができない場合は契約締結を行わない。なお、提出資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。詳細は入札説明書による。
- (18) 詳細は、入札説明書による。
- (19) 本工事の手続きに際して本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。  
 ① 単体有資格業者又は異工種建設工事共同企業体のアスファルト舗装工事の施工を担当する構成員にあっては、中部地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在すること。  
 ② 異工種建設工事共同企業体の維持修繕工事の施工を担当する構成員にあっては、三重県内に本店が所在すること。

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	平成24年11月16日から平成25年1月21日まで
②	図面、仕様書等の交付期間	平成24年11月16日から平成25年1月21日まで (土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成24年12月29日から平成25年1月6日まで）（以下、「休日」という。）を除く。)
③	技術提案書等の受付期間	平成24年11月19日から平成24年12月7日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成25年1月18日10時00分から平成25年1月21日12時00分まで (休日を除く。)
⑤	開札日時	平成25年1月23日9時15分